

6-7 公共交通政策点検・評価業務及び交通計画策定業務委託

事業者選定委員会実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

6-7 公共交通政策点検・評価業務及び交通計画策定業務委託

(2) 業務内容、成果物

仕様書を参照

(3) 提案内容

次の業務内容を実施する際に用いる手法や、より効果的な業務支援に資する方策等について、提案を行うこと

ア 現つくば市地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の点検・評価

イ つくば総合都市交通体系調査の中期点検・評価

ウ 市内バス路線の再編

エ 第2次交通計画（令和8年度からの5年間）の策定

オ 市民及び公共交通利用者の移動行動並びに移動に関する意向調査

カ その他、業務全般について

※仕様書に掲げる事項は、必要最小限な事項であり、実際の業務内容については、事業者選定を受けて決定する。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年（2026年）3月20日まで

2 予算（提案限度額）

37,675,000 円以内（消費税込）

令和6年度 13,827,000 円以内（消費税込）

令和7年度 23,848,000 円以内（消費税込）

※支払いは各年度末の成果品納品後に請求に基づき実施する。

3 参加資格要件

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る）、法人税及び消費税について未納がないこと
- (7) 直近 5 年以内（平成 31 年（2019 年）4 月以降）において、地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画を含む）策定業務及び公共交通に係る分析・改善提案業務を元請けとして契約し、履行した実績を有すること
- (8) 直近 5 年以内（平成 31 年（2019 年）4 月以降）において、公営バス、民間バ

ス事業者等との間で元請けとして契約し、公共交通に係る改善提案業務を履行した実績を有すること

(9) 本業務を担当する者の中に、技術士（建設部門）の資格を有し、3か月以上継続して雇用している者が含まれること

(10) 管理責任者は3か月以上継続して雇用しており、公共交通に係る分析・改善提案業務の実績を有する者を配置できること

4 担当部局（問合せ先）

つくば市都市計画部総合交通政策課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL 029-883-1111（代表）内線 3413

FAX 029-868-7626

Mail ubn012@city.tsukuba.lg.jp

担当 政策係 係長 横田

5 関係資料の交付

(1) 資料名

6-7 公共交通政策点検・評価業務及び交通計画策定業務委託事業者選定委員会
提出書類作成要領（以下「作成要領」という。）

ア 参加表明書 （様式1）

イ 会社概要書 （様式2）

ウ 業務実績書 （様式3）

エ 業務実施体制調書（様式4）

オ 企画提案書 （様式5）

(2) 交付場所

市ホームページからダウンロード

6 参加申込方法等

(1) 申込先

4（担当部局）に同じ

(2) 申込方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く）又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。ただし、提出期限日までに必着のこと）とする。

(3) 申込期間

令和6年（2024年）4月30日（火）16時30分まで

(4) 参加資格確認書類等

ア 作成要領に定める様式1から4までの書類及び添付書類

イ 様式2の添付資料として、直近3期分の賃借対照表及び損益計算書の写し、
会社パンフレット並びに登録証・認定証の写し

ウ 様式4の資料として、3か月以内の雇用関係及び資格が確認できる書類の写し

(5) 提出部数

様式1から様式4までの書類は各12部（様式1は原本1部、残り11部は、写しでも可とする）とし、添付資料は、各1部（原本ファイルの関連様式に添付）とする。

(6) 作成方法

作成要領を参照

7 事業者選定委員会に関する質問

(1) 提出先

4（担当部局）に同じ

(2) 提出方法

ア 様式は任意とし、電子メールで問い合わせること。なお、発信後は必ず市へ

の到着を確認すること

イ 電子メールの件名は、「6-7 公共交通政策点検・評価業務及び交通計画策定業務委託事業者選定委員会に関する質問（事業所名）」とし、本文には「事業所名、担当者の所属、氏名及び連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）」を明記すること

(3) 提出期限

令和6年（2024年）5月22日（水）16時30分まで

(4) 回答方法

質問への回答は、電子メール到着を確認した日の翌日から起算して原則4日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に電子メールで回答するとともに、市ホームページに質問及び回答内容を掲載する。

8 提案書の内容及び作成方法

(1) 提案書の内容及び様式

作成要領に定める様式5並びに業務工程表及び価格見積書（任意様式）

(2) 作成方法

作成要領を参照

9 提案書の提出方法等

(1) 提出先

4（担当部局）に同じ

(2) 提出方法

6（2）（申込方法）に同じ

(3) 提出期限

令和6年（2024年）6月10日（月）16時30分まで

(4) 提出部数

各 12 部（原本 1 部、残り 11 部は写しでも可）

10 審査方針

(1) 審査委員会

厳正かつ公平な審査を実施するため、6-7 公共交通政策点検・評価業務及び交通計画策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 第 1 次審査

ア 審査方法

参加表明書等に基づき審査を行い、第 2 次審査対象者を選定する。なお、第 2 次審査対象者については、5 者以内を予定とする。

イ 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準
① 会社の能力	・実務実績及び経営状況
② 実務実施体制	・管理責任者及び主担当者の資格 ・実施体制 ・管理責任者及び主担当者の経験年数、実務実績等

(3) 第 2 次審査

ア 審査方法

第 2 次審査対象者について、提出書類に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査、評価を行うことにより、最優秀者及び優秀者を各 1 者特定する。時間等の詳細については、企画提案書受付後、個別に通知する。

イ 審査の詳細

(ア) 実施日 令和 6 年（2024 年）6 月 19 日（水）を予定

(イ) 実施場所 つくば市民センター

- (ウ) 出席者 3人以内とし、この業務を担当する予定の管理責任者1人及び主担当者1人は、必ず出席すること。なお、パソコン等を使用する際の操作者（発言不可）として、1人の追加は認める。
- (エ) 説明時間 1者当たり説明20分以内、質疑10分以内とする。
- (オ) 説明方法 企画提案の説明は、企画提案書で行うものとし、追加資料の提出は認めない。パワーポイントを使用した説明も可能とする。ただし、パワーポイントでの表示内容は、企画提案書の抜粋として、企画提案書に記載のない表示は行ってはならない。なお、スクリーン及びプロジェクターはつくば市で準備するが、機器の操作は提案者が行うものとする。

ウ 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準
① 業務実施方針及び手法	・業務方針、手順の妥当性、的確性及び実現性 ・実施内容の的確性、実現性、独創性等
② 業務実施体制	・業務内容から見た取組体制 ・市の負担軽減となるような工夫
③ 価格	・業務価格の相対評価 ・業務内容に対する費用の的確性
④ プレゼンテーション	・取組意欲及び質問等に対する応答

- (4) 審査の公開又は非公開の別
審査は、全て非公開とする。

11 審査結果

(1) 第1次審査結果の通知

ア 通知内容

(7) 第2次審査の対象となる者

企画提案書の提出者として選定された旨を通知する。

(イ) 第2次審査の対象とならない者

企画提案書の提出者として選定されなかった旨及びその理由を通知する。

イ 通知方法及び通知時期

令和6年(2024年)5月7日(火)までに、電子メール及び文書にて通知する。第2次審査の対象とならない者がその理由について説明を求めることができる期間は通知日から7日以内とする。

(2) 第2次審査結果の通知

ア 通知内容

(7) 最優秀者に特定された者

最優秀者に特定された旨について通知する。

(イ) 優秀者に特定された者

優秀者に特定された旨及び最優秀者に特定されなかった理由について通知する。

(ウ) 提出された企画提案書が特定されなかった者

特定されなかった旨及びその理由について通知する。

イ 通知方法及び通知時期

令和6年(2024年)6月21日(金)までに、文書にて通知する。最優秀者に特定されない者がその理由について説明を求めることができる期間は通知日から7日以内とする。

12 日程

項目	日程	備考
事業者選定委員会公募開始	令和6年4月15日	
参加表明書等の提出期限	令和6年4月30日	参加表明書（様式1） 会社概要書（様式2） 業務実績書（様式3） 業務実施体制調書（様式4） ※各様式の添付書類を含む。
第1次審査結果通知	令和6年5月7日	
質問の提出期限	令和6年5月22日	
企画提案書等の提出期限	令和6年6月10日	企画提案書（様式5） ※添付書類を含む。
第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）予定	令和6年6月19日	
第2次審査結果通知	令和6年6月21日	
契約締結予定	令和6年6月26日	

13 失格

次のいずれかに該当する者は、失格となることがある。

- (1) 事業者選定委員会の委員に連絡を求めた場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3) 虚偽の行為があったと認められる場合
- (4) 提出された価格見積書の見積額（消費税込）が予定金額を超えている場合

14 無効となる提出書類

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 必要な提出書類が整っていないもの
- (4) 作成要領に定める様式及び内容に適合しないもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

15 提出された書類の取扱い

- (1) 提案書の提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。
- (2) 提出された提案書については、返却しないものとする。
- (3) 提出された提案書は、事業者選定委員会による候補者の選定のために使用し、また複製等を行うことができるものとする。
- (4) 第1次審査及び第2次審査以外に、無断で提出された資料は使用しない。
- (5) 提出された書類は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）の規定による請求に基づき、同条例第5条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

16 随意契約に係る見積書の徴収

審査委員会が特定した最優秀者を、この業務に係る随意契約の見積書の徴収の相手方とする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴収が不可能となった場合は、優秀者を見積書の徴収の相手方とする。

17 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (3) つくば市から受領した資料は、つくば市の了解なく公表及び使用することはしてはならない。
- (4) 提出した書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 参加表明書及び企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (6) 審査結果について、異議申立ては認めない。